

会計・経理を女性起業のミカタに！

会計・経理まるわかりセミナー

コース1

女性起業の税金・会計・確定申告

## 内容

Part1 起業をしたらかかってくる税金たち .....	4
起業にかかわる所得とは？ .....	4
所得税 .....	5
所得控除とは？ .....	7
住民税 .....	9
<b>所得が0でも住民税は発生する？</b> .....	10
事業税 .....	11
消費税 .....	13
もらった消費税・支払った消費税の行方は？ .....	13
起業したらみんな納付するのか？ .....	13
消費税を納税する・しないで負担はどう変わる？ .....	13
消費税を納めなくていい人なのだけど、消費税もらっていいの？ .....	14
償却資産税 .....	15
国民年金 .....	16
*ご出産の際の産前産後免除制度がスタートしました！*	16
*ちょっと積み立てを増やす方法があります。*	17
国民健康保険 .....	17
Part2 お勤めと個人事業のちがい .....	18
税金の面 .....	18
信用の面 .....	18
税金や各種手続きの面では？ .....	18
保育園などは？ .....	18
Part3 個人事業主になるには？開業届を出す？ .....	19
いつ開業届を出したらいいのか？ .....	19
開業前に注意しておくこと .....	20
開業届を出さなくて困るとき・・ .....	21
開業届の作り方・出し方 .....	22
開業届の添付書類を用意しよう。 .....	23
開業届の控えを用意しよう .....	24
提出方法 .....	24
Part5 確定申告の制度と仕組み .....	25
確定申告とは？ .....	25
事業者には2種類の申告のしかたがある .....	25
確定申告のために事業の収支結果がわかる決算書の準備 .....	26

＜白色申告のかたの決算書＞ .....	27
＜青色申告のかたの決算書＞ .....	28
確定申告にも 2 種類の形式がある.....	30
決算書と確定申告書の関連性 .....	36
確定申告書に記載する内容は？ .....	37
■さて実際に計算してみよう！ ■ .....	41
もし計算の結果納税となったら？ .....	41
住民税はどうなるの？ .....	42
こんなケースはどうなるの？ .....	42
ダブルワークで給与もあるのですが・・ .....	42
FX,投資信託、仮想通貨などやっています .....	43
源泉がひかれた売上があります .....	43
というか、これ全部自分でやる自信はありません .....	43
利益が 20 万円いかないのなら申告しなくてよい？ .....	44
赤字なのですが、申告しなくていいの？ .....	44
所得税の納税のしかた .....	45
納付書での納付方法.....	47
振替納税のしかた（事前手続き） .....	48
クレジットカード納付の手続き .....	50
コンビニで QR コードを使って納付する .....	50
Part6 確定申告の提出方法 .....	53
提出するものは？ .....	53
控えを必ず用意しよう.....	53
提出方法～税務署へ持参または郵送～ .....	54
提出方法～税務署で作成提出する～ .....	54
提出方法～電子申告で作成提出する～.....	55
印鑑の代わりに電子署名を準備しよう .....	55
確定申告書を電子送信しよう.....	56
Part7 青色申告、白色申告ってなに？ .....	57
白色申告 .....	57
白色申告でつけるべき帳簿とは？ .....	58
白色申告では領収書や請求書を捨てていいのか？ .....	58
青色申告のオトクポイント .....	59
青色申告特別控除 .....	59
青色申告特別控除がとれると税負担はどれだけ軽くなる？ .....	60
青色申告特別控除がとれると扶養判断にはどれだけ影響がある？ .....	62

青色申告をするための準備.....	63
提出書類や提出先、提出期限は？.....	63
青色申告承認申請書を提出した後はなにかお知らせがくる？.....	64
青色申告承認申請書を作成しよう！.....	65
青色申告承認申請書の提出方法は？.....	65
青色申告するために経理の体制を整えましょう.....	66
Part8 起業と扶養.....	69
所得税の扶養.....	69
所得税の扶養の判断はどこで金額で行うのか？.....	70
所得が48万円を超えちゃった！.....	71
所得が48万円を超えたら、すぐに扶養を抜けるのか？.....	72
所得税上の扶養判定の注意点.....	73
社会保険上の扶養.....	73
社会保険の扶養から外れた時の負担額は？.....	74
会社の扶養手当の扶養.....	75
Part9 消費税の改正問題.....	76
インボイス制度とは？.....	76
仕入税額控除がとれないとはどういうこと？.....	77
インボイス制度導入で増える消費税を納めないといけなくなる人.....	78
インボイス事業者へ登録をしない事業者は消費税を請求できるか？.....	80
個人事業主への影響は？.....	81
Part10 個人事業主が知っておくべきお得な制度.....	82
節税しながら貯金する.....	82
小規模企業共済.....	82
経営セーフティ共済.....	83
iDeCo.....	84
お客さまトラブルに備えて・・・.....	85
急な病気やお休みに備えて・・・.....	85
参考 事業をスタートするにあたって気を付けておきたい法律.....	86
当レジュメについて.....	91

## Part1 起業したらかかわってくる税金たち

まずは起業したらかかわってくる税金たちを知りましょう！

①、②は必ずみなさんかかわってきます。

③～⑤は条件に該当する方のみです。

⑥、⑦は扶養に入られていない方、ご自身が世帯主、ご主人が社会保険に加入していない個人事業の場合にはかかわってきます。

①所得税 ②住民税 ③事業税 ④消費税 ⑤償却資産税  
⑥国民年金 ⑦国民健康保険

これらの税金について理解する前にまず「所得」という概念を理解していきましょう。

所得には実は 10 種類ありますが、

ここではそのうちの起業に絡むものにフォーカスしてお伝えいたします。

### 起業にかかわる所得とは？

起業に絡む所得は「事業所得」または「雑所得」です。

状況によって区分が変わります。

開業届を提出済み(規模感は関係なし)

または提出していなくてもある程度売上規模があるのであれば「事業所得」

開業届を未提出でそこまで売上がない場合には「雑所得」になります。

そしてこの「事業所得」の所得、雑所得の「所得」はいずれも

収入金額(売上)から、その収入を得るためにかかった必要経費・青色の方は青色申告特別控除を差し引いた金額です。

ここから社会保険料控除や基礎控除などの所定の控除額(後述)を差し引いた後の金額(課税所得)をベースに所得税や住民税、国民健康保険などが決まっていきます。



## 所得税

個人の所得にかかってくる税金で、国に納めているものです。

3月15日の確定申告で、自分で計算をし、自分で納付書を書いて、自分で納めます！

つまり自己申告制です！だから必ず申告しないといけないのです。

納税があるのに申告をしなかったらペナルティの対象です。

これは「課税所得」をベースに計算します。

計算の結果、納税であれば納付のタイミングは確定申告と同タイミングの3月15日です。

所得税は「所得」にかかる税金です。

赤字の場合や所得がでていない場合には納税することはありません！

<計算の仕方>



この課税所得に規定の所得税率をかけて所得税を決めます。

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

自分の所得 × 税率 - 控除額 = 納税額

---

## 所得控除とは？

---

所得から引くことができるものです。

法律で計算方法などすべて決まっています。

雑損控除	災害や損害によって資産に被害があったときに検討
★医療費控除	医療費がたくさんあるときに検討(ご自分の分のほか生計一の家族分も含めることができる。)
★社会保険料控除	厚生年金、国民年金、健康保険などの社会保険の支払いが全額
★小規模企業共済掛金控除	個人事業主の退職金積立制度に加入している場合の掛け金が全額対象
★生命保険料控除	生命保険のお支払いがある場合が対象で最大 12 万円
地震保険料控除	地震保険の掛け金の一部が対象
寄付金控除	ふるさと納税や公益団体などへの寄付のお支払いがある場合に該当
寡婦・寡夫控除 (シングルマザーの方対象)	① その年の 12/31 の時点で死別または離婚 ② 生計を一にする子供または扶養親族がいる(所得 48 万円以内) ③ 本人の合計所得金額が 500 万円以内 ①～③すべて該当・・・35 万円控除できる ①～③のいずれかに該当・・・27 万円控除できる
勤労学生・障害者控	特定の学校に通っている、ご自身が障害者手帳をもっている場合に該当
扶養控除	扶養している家族がいる場合に対象
基礎控除	48 万円控除(合計所得金額が 2400 万円以上だと 0)

【例題】

売上 300万

経費 ▲100万

青色申告特別控除 ▲65万

所得控除(基礎のみ) ▲48万

---

課税所得 39万

➔ 所得税 39万 × 5% で 19,500円

<注意点>

事業の収入以外がある場合には、この確定申告時にすべて合算したうえで所得税を計算します。

ダブルワークの方は、給与も確定申告が必要です。

不動産収入があれば、それも合算しなくてはなりません。

配当をもらっていれば場合によってはいれなくてはいけない場合も・・

(申告不要なケースもあります)

お金としてなにか動いていれば、申告が絡む可能性がありますので、

確定申告前に必ず確認してください。その他の部分は省略させていただきます。



## 住民税

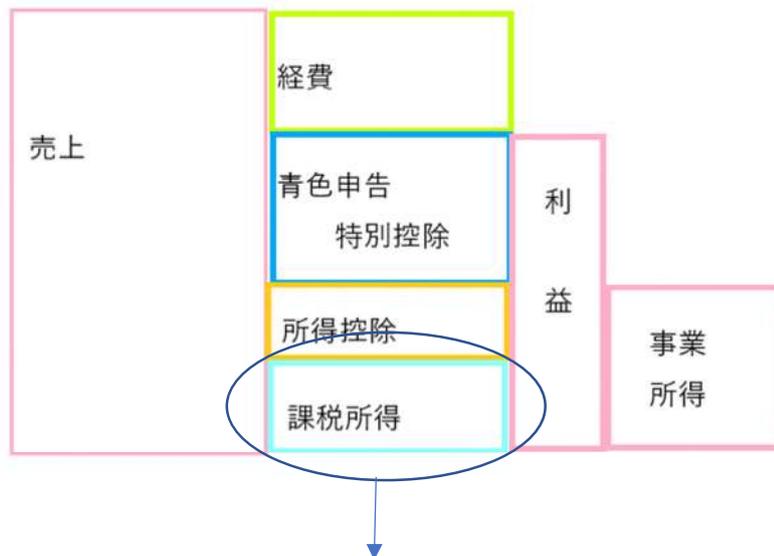
確定申告の情報に課税される税金で、  
所得税と同様に所得をベースに計算します。お住いの市区町村に支払っている税金です。  
6 月ころ通知がまいります。  
確定申告がベースになるため、1年遅れの課税になります。

令和2年の住民税は令和1年分の確定申告として令和2年 3 月に行った確定申告をベースに  
決まっています。  
令和2年分の確定申告は令和3年3月 15 日まで行いますが、これをもとに令和3年の住民税  
を決定するという流れです。

前年度の分を払うので、前年の売上がよくて、今年が不調・・・というケースでは  
負担が重くなるという・・・やるせない税金です。

お勤めを退職して起業した場合、前年の所得のほうが高いという状況であれば  
同様に住民税の負担が重い・・・という事態が発生します。

<計算の仕方>



課税所得に+50,000円をして10%をかけた金額が目安です。

## 所得が0でも住民税は発生する？

住民税には基本的には「課税所得」が出た方が払うものなので、  
確定申告時に所得税の納税がない場合には、基本的には住民税も発生しないこととなります  
が、下記の場合には住民税が発生する場合があります。

売上-経費-青色申告特別控除額の金額が  
**令和2年分(基準令和元年の確定申告)が 30-35 万円**  
**令和3年分(基準令和2年の確定申告)が 40-45 万円**  
(金額のラインは市区町村によって変わります。)  
このあたりの金額の方は住民税が発生していきます。

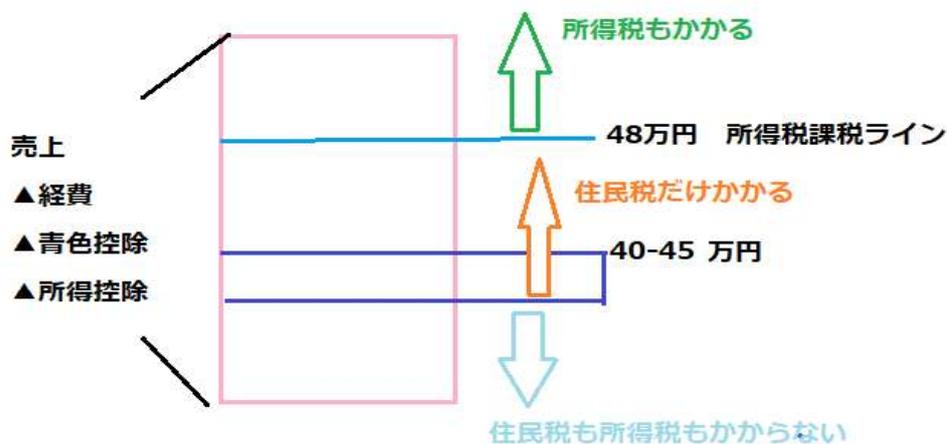
### <改正情報>

令和2年(令和3年に行う確定申告分から)基礎控除の金額が現行の38万円から  
48万円に変更になります。

それともない、令和3年の住民税から非課税ラインも変わり、  
収入-経費-青色申告特別控除が40~45万円くらいから住民税がかかるということ  
になりました。細かな基準金額はお住いの市区町村によって異なります。



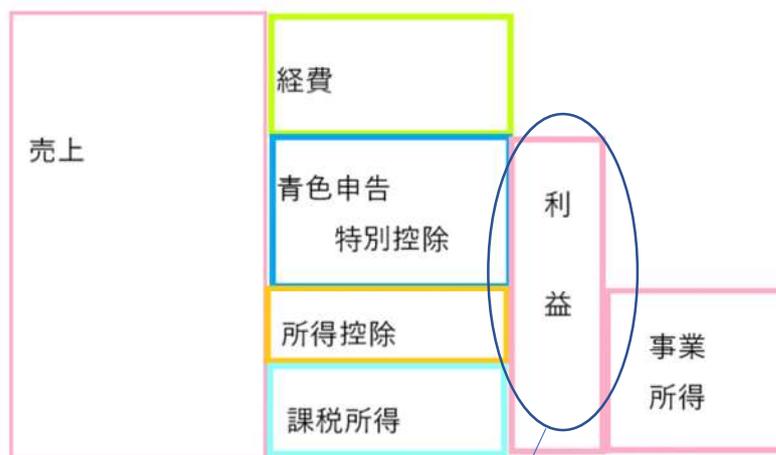
### イメージ図



## 事業税

対象業種のかたは利益が290万円を超えてきたら発生します。

確定申告書に基づき、通知がきて、8月と11月にお住いの都道府県に納めます。



利益に所定の税率をかけて納税額が決まります。

### <注意点>

\*290万円は年間の金額です。開業が年途中の場合は月割りで考えます。

例)開業～年末まで半年なら・・・

290万円かける6/12で145万円です。

\*290万円は青色申告特別控除(後ほど解説)や所得控除は考慮されません。

\*対象業種にあがっていない業種の方はどんなに利益がでていてもかかりません。

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊藝所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	－
		電気通信事業	席貸業	酒劇興行業	－
		運送業	旅館業	遊技場業	－
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	－
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業

<出典:東京都税事務所 HP より>

対象業種は開業届に記載した業種、確定申告で記載した業種で判断します。  
一番近い業種を記入しましょう。

自宅サロンは？

自宅で美容関連のサービスをされている場合はどうでしょうか。

美容院、美容室、まつげエクステサロンなど、保健所に開設届を提出し美容師免許が必要な業種が対象です。

ネイルサロンやリラクゼーション、アロマセラピーなどの免許が必要でないものは対象外です。



ご自分の業種が事業税の対象か確認したいときは、都税事務所または県税事務所に確認してみましよう。

## 消費税

普段お買い物をされるときに支払っていると思います。  
事業者としては消費税を預かる側となります。

売上10,000円といただいたとき、別途消費税を頂戴していなくても  
実はその中には消費税相当の910円相当が含まれているのです。

### もらった消費税・支払った消費税の行方は？

預かった消費税は、経費として支払った消費税分を差し引いた残りを国に納めることになります。

### 起業したらみんな納付するのか？

全員ではありません。  
売上が年間1000万円、または半年で1000万円を超えた年度の2年後に消費税を納めなくては  
いけない人(課税事業者)になります。

2年の猶予があります！

2年前の売上が1,000万円以内の方は、消費税は納めなくてよいので、  
売上分の消費税は自分の売上  
支払った分の消費税は自分の経費とすることができます。

### 消費税を納税する・しないで負担はどう変わる？

<納税義務者でない場合>

売上→ 1,100,000円

経費→ 330,000円

差し引き→770,000円

納税は 所得税は 38,500円

<納税義務者の場合>

売上→1,10,000円 経費 330,000円

これを税抜きにします。

売上→1,000,000円 経費→300,000円

所得→700,000円 納税は 35,000円

消費税納税義務のある課税事業者はこれに加えて消費税を支払う必要があります。

売上の預かった消費税 100,000円

経費で払った消費税 30,000円

差し引き 70,000円を納付！

このような違いになります。

同じ売上でも…

免税事業者は所得税の 38,500円

課税事業者は所得税の 35,000円に加えて消費税の 70,000円で合計 105,000円！

同じ売上でも、納税の負担が増えていきますね。

---

---

**消費税を納めなくていい人なのだけど、消費税もらっていいの？**

---

---

では消費税を納める人ではない(免税事業者といいます)人が、消費税をもらってはいけな  
いでしょうか？

そんなことはありません！ 現在の制度では消費税を別途いただいて大丈夫です。

経費のお支払い時に消費税を支払っていますから、むしろいただかないと実はバランスが取れな  
いのです。